

わたしと政治

——声はどこから聞こえてくるのか？

岡野八代

1. 杉田水脈議員を名誉棄損で訴える原告のひとりであること

現在わたしは、自民党衆議院議員杉田水脈議員を名誉毀損で訴える原告団のひとりとして（注 1）、コロナ禍のなか遅々として進まない民事裁判を争っている。二〇一九年二月一二日に提訴し、二〇二〇年十一月現在で、まだ三回しか口頭弁論が開かれていない。二〇二〇年四月に予定されていた第四回の口頭弁論は、コロナ対策のため延期とされ、それっきり一度も開かれないうでいる。それ以降は、弁護士とともに原告一同が裁判所にでかけ、今後の裁判のあり方を裁判官と五分ほど相談する進行協議が、二、三か月に一度もたれているにすぎない。

「フェミ科研費裁判」とわたしたちが呼んでいる本裁判は（注 2）、二〇一四年四月から二〇一八年三月にかけて大阪大学教員の牟田和恵さんを代表として採択された科学研究費研究課題「ジェンダー平等社会の実現に資する研究と運動の架橋とネットワーキング」に対する、杉田水脈議員の各種メディアにおける発言に対して抗議をすると同時に、いやむしろ、一党独裁とってよい状態が続いている日本政治の在り方に対して疑問を投げかけるために始められた。文部科学省の所轄の独立行政法人である日本学術振興会が運営する科学研究費に対する杉田議員の関心は、二〇一八年二月二六日の衆院予算委員会で文科省に対して彼女が初めて行った質問が、二〇一七年一二月の『産経新聞』における「「微用工」に注がれる科研費」と題する記事に基づいて行われたことから分かるように、産経新聞社ほか大きな後ろ盾があるなかで、醸成されたのだと考えられる。もちろん、杉田水脈という議員は、安倍前首相が彼女の従来の政治活動に意義を見だし、中国地方選挙ブロックの比例単独候補第一位にして選挙に勝たせ、与党政治家の一人としたことは言うまでもないであろう。

二〇一八年春ごろから、すでに研究期間が終了しているわたしたちの研究課題に対して彼女は、ツイッターや櫻井よしこが主催する「言論テレビ」など、複数の動画配信番組で、わたしたちの研究に対して、「ねつ造」、研究費の不正使用、

「反日」、「国益を損ねる」などの発言を繰り返した。ツイッターのフォロワーたちには、科研費のサイトで「慰安婦」、「徴用工」、「フェミニズム」などのタームをいれて、どんな研究にいくら税金が使われているか調べてみるといいと扇動したりもした。わたしたち原告は、彼女が槍玉にあげるその他の研究者や知り合いの弁護士と連絡をとりながら、彼女を提訴するか否かを含め、時間をかけて話し合った。他の研究者、友人からは、〈時間の無駄〉、〈与党政治家としてあるまじき行為であることは言うまでもないが、それにまじめに付き合わないほうがいい〉と、提訴するとむしろ、わたしたちに対するバッシングが高まるだけでなく、研究者としても百害あって一利なしといった、善意からの助言をたくさんいただいた。口頭弁論が現在、いつ再開されるか見通しがたたないとはいえ、証拠を集め、研究内容を平易にまとめ、意見書を専門家をお願いしたり、原告自身が、「科研費とはなにか」、「ジェンダー研究とはなにか」といった文書を書き、準備書面を弁護士とともに作成していく作業は、今でもかなりの労苦であるのは確かだ。

わたし自身に関していえば、動画番組で、拙稿をヒラヒラされながら、〈こんな結論ありきの意見をいうために、研究費いらない〉と嘲笑されたことに対して（注3）、これは研究ですと訴えるための反論文を書くことの徒労感は、研究者としてのアイデンティティを揺るがすほどのインパクトがある。なによりも、この反論文はいったい誰に向けて書いているのかと自問し始めると、そもそも公開であるはずの裁判が開催されず——現在の裁判長は進行協議のさい、なるべく口頭弁論をしたくないという態度をあからさまにする——、研究者が個人名で公——世界というと大げさに聞こえるだろうか——に問うべき言論の意味そのものが、不可視の閉塞した空間で歪められていくような苦々しさでいっぱいになる。

ここまで、少しながくわたしたちが提訴した裁判について書いてきたが、ここで問いたいのは、提訴を踏みとどまるような意見をさまざまに受けながらも、それでもなお、わたしたちが提訴に踏み切ったのは、わたしたちが強い意志をもって自ら声をあげたということの意味なのかということだ。この問いは、わたしの現状についてだけでなく、日本社会でフェミニストであること、フェミニスト研究者として発言・発表することにもかかわる問いである。〈わたしの足を踏んでいる、その足をどけてくれませんか〉と発言することと、その痛みと屈辱に耐え続けることの、いずれが強い意志の発動なのだろうか。昨年もし提訴しなけれ

ば、二〇二〇年一〇月に大きな政治問題となった日本学術会議の任命拒否をめぐる問題の根深さについて、わたしは語るができなかったかもしれない。沈黙、あるいはやり過ぎずという選択が、任命拒否に対する疑問や反論を口にしない／できない強い制約となったかもしれないのだ。恐怖や不安を口にしないでいることは、物理的な苦痛のなかで否応なく音として発せられる叫び声を押し殺すほどの、強靱な意志を必要とするのではないか。もちろん、そうした強靱な意志が必要なほど、沈黙を強いる力もまた強いということなのだろうが。

フェミニズムに対する、〈黙っていれば、波風がたたなくて今までどおり過ごせるのに〉、〈小さなことに目くじらをたてる〉、〈騒ぎたて、静かにしているひとにかえて迷惑〉といった意見を、幾度となく聞いてきた。しかし、わたしたちの訴えのように、大手メディアからは無視されるような小さな動きは、自分自身ではいかんともしがたい大きな力に、日々の連続である日常を断ち切られ、先を見通せない場所へとさらわれていく——自由な研究ができなくなる——ことを、なんとか留めようとする、むしろ立ち止まりとってよいのではないだろうか。たとえば、ここで以下のようなカロリン・エムケの暴力と言語の関係を参照することは、文脈を逸脱することになるだろうか。彼女は、過酷な暴力の被害者たちが「それ」を言葉にできない理由を、暴力をつぎのように捉えることで、理解しようとする。

ある種の体験は、それを描写することが不可能なだけではない。それを理解することからして不可能だ。極度の不正や暴力はひとつの異変である。それまでの生活でのあらゆる体験に矛盾する。人生に突如押し入ってくるそんな不正や暴力を体験した人は、自分の身になにが起きたのか、理解することができない。それ以前の人生で起きたどんなこととも繋がりがなく、それまでの人生のなかに到底組み入れることのできない出来事だからだ（注4）。

だとすると、むしろ沈黙ややり過ぎこそが暴力の只中に生きていることの表徴でもあり、他方で、言葉にするという行為は、眼前の状況を理解し、その状況のなかに置かれた自身を把握するという、人として当たり前の、日常を維持しようとする所作なのではないか。自分が紡いできた社会との関係性のなかに、むしろ留まろうとすることが、世界に向けて声を発することなのではないだろうか。わたしは、提訴によって確かに、かつてない活動を余儀なくされているが、

しかしそれは、抗いがたい波に流されないための抵抗、つまりこれまで築いてきた日常に踏みとどまる行為なのだと考えている。

2. ひとりの人として、研究者として——沈黙の意味

わたしが原告のひとりとして、提訴に向けた準備をしていた二〇一八年七月、杉田議員は、いまや事実上廃刊となった『新潮 45』に、「「LGBT」支援の度が過ぎる」という記事を発表した。次節で触れるように、二〇一三年以降、第二次安倍政権が前面に押し出してきた憲法改正問題に異議を申し立てる「京都 96 条の会」を主催・運営してきたわたしは、彼女の記事に対する大阪抗議デモでの発言を知人から頼まれた。五年にわたり、憲法改悪問題について発言し続けていたわたしに、与党議員による差別発言は許せないといったスピーチが求められていたのだと思う。しかし、わたしにとってそれは、言葉にできないことと、言葉にしなければならないことの間、自らを位置づけ、これまでの自分と、これからの自分の生き方が問われるような選択に迫られることとなった。

先述したようにわたしは、杉田議員に対する提訴は、研究者としての自らの日々の活動が断絶されようとするその一撃をなんとか阻止しようとする、わたしにとっての日常の継続性維持のための、いまの自分に立ち止まるための行動だと考えている。しかし、二〇一八年夏の出来事はわたしにとって、一見するとそれとは逆の出来事であった。すでに、他のところで論じているように（注 5）、わたしは、大阪抗議デモで、レズビアンとしてカムアウトした（注 6）。それまで、数えきれない様々な局面——学生や同僚との対話に始まり、学会・研究会・講演会、セクシュアリティに関わる論文執筆など——で、わたしはレズビアンであることを、強い意志をもって隠してきた。杉田記事が公表されなければ、わたしはいまだに、カムアウトしていないと確信をもっていえる。では、わたしは、あの抗議集会の場で、なにか新しい生き方を自ら選んだのだろうか。LGBT に対する無理解を越えた差別に抗うために、わたしはあの時、立ち上がったのだろうか。

わたしは、学部時代から西洋政治思想史を専攻し（注 7）、修士号を取得するまでの主な研究対象は、当時公共性の再興や自由論で注目されていたハンナ・アーレントの思想だった。わたしも当時、多くの論者が指摘するような彼女の思想の核心、すなわち、私から解放された公共性という領域で、人びとの間で活動し

語ることで、他者から耳を傾けられ、記憶されることで人は自由を実現するといった議論に惹かれたのは確かだ。しかし、真に彼女の議論に魅了された理由は、アーレントが当時西洋政治思想史に登場する唯一の女性思想家だったということを描くと、彼女がその主著『全体主義の起原 I 反ユダヤ主義』でなした、全体主義につながる大衆社会における同性愛者たちの心性をめぐる分析にあった。今ではむしろ、サンダー・ギルマンの『ユダヤ人の身体』を参照するほうが明晰であろうが、アーレントは、ユダヤ人性が宗教から性科学や脳科学を経て、身体化されるにしたがい、ユダヤ人たちが他者から名指される心性を身につけ、ユダヤ人であることが心理化されることを明らかにしている。彼女はまた、同性愛者の公然たる秘密に着目し、行為としてではなく、存在として社会的に受け止められていくなかで、ある特徴が心理化されると分析していた。

自らのセクシュアリティに拘泥していた十代を過ごしたわたしは、政治的な露骨な排除の——ある人がなにを為したのか、ではなく、どのような存在(属性)かによって断罪される——結果、マイノリティの心性が造型されるというアーレントの議論に文字通り魅了された。わたしは、自分をみつめることはやめ、むしろ、自分を問い詰めようとする、あるいは排除しようとする政治や公共領域に目を向けることにした。それは、それまでの私から、自身を解放してくれるような探求だった。政治的なるものに内在する排除、あるいは境界づけの力学がどのように作用し、そして社会を構造化しているのか。政治思想はわたしにとって、自分自身を作り出している世界へ目を開かせてくれた。

他方でなお、「君が存在したいと思うように現れよ。」この意味は、「君がいかなる存在かは問題ではない。「真実の」存在ではなく現象だけが重要なこの世界と政治において、このことはまったく関係がない。君が存在したいと思うように他人の眼に現れることができさえするなら、それがこの世界の判定に必要とされるいっさいであるのだから(注8)」と論じるアーレントを研究することは、わたし自身からの逃れがたさにも気づかせてくれた。なぜなら、人びとの「間にある」inter-est ことだけが、人間にとっての現実であるとすれば、誰の目にも現れない〈わたし〉は存在しないし、政治的な現象とはならない。しかし、「存在したいと思うように現れた」ならば、この社会は〈わたし〉を抹消してしまうかもしれないような、社会なのだ。こうした葛藤に囚われる、アーレントが言うところのパーリアの行き着く先は、孤独だった(注9)。

杉田による差別記事に対する抗議として、わたしは、これまで他者に晒したこ

とのない〈わたし〉を現すべきなのか、否かと自問した。レズビアンであることを隠そうとするわたしの沈黙は、自身を守ろうとする強い意志の発露であった一方で、他者からの無理解な態度や暴言にいたるところで晒されるわたしは無防備でもあり、もはやその時のことを表現する言葉もみつからないほどである（注10）。再度エムケを参照するならば、沈黙とは、暴力に翻弄され、自分では制御がきかない波に流されているような経験にほかならない。

これまでなんとか、波に飲み込まれないように維持してきた〈わたし〉が、「常識」や「普通であること」を見失っていく社会は「秩序」がなくなる（注11）」と述べる杉田記事によって、息の根をとめられようとされている。〈わたし〉を人びとの間におくことで、〈わたし〉の発言を聞いてくれる、〈わたし〉の姿を見てくれる人びとの記憶のなかに残ることで、自分を存在させるしかなかった。わたしには、それ以外の選択などなかったのだ。

3. 政治参加とは——安倍政権とわたし

わたしにとって政治は、決してひとに見せることができない、言葉をしらない——いや、正確に言えば、言葉を奪われた——ナイーブな〈わたし〉をこのように形成し、翻弄する、生き難さの原因そのものである。そうした政治観は、「個人的なことは、政治的である」とのスローガンで女性たちに連帯を呼びかけた第二波フェミニズムを学ぶなかでほぼ確信に変わった（注12）。アーレント研究からフェミニズム理論へと研究をシフトして以来、政治によって人びと一主に女性一に抱え込まされる困難、矛盾、葛藤について考えるようになった。それは、現在取り組むケアの倫理研究においては、〈なぜ、歴史上長きにわたり、新しい人を産み・存在を願い・育む活動がここまで貶められ続けているのか〉というわたしの問いと繋がっている（注13）。

二〇一二年一二月、第二次安倍政権が誕生し、安倍晋三は憲法改正規定である九六条に手を出し、憲法を改正しやすくすると主張し始めた。九六条先行改憲案は、樋口陽一らに「裏口入学」などと批判され、その姑息さは強い反発を呼び、さすがに九六条は諦めた。しかしながら、その後も3・11 原発事故を利用して緊急事態条項がないからとか、自民党のミッションでもある九条と二四条をめぐって（注14）、自民党はことあるごとに憲法改正に触れ、そしていまコロナ禍で緊急に対応すべき問題が山積するなか、憲法改正の手続きを定める国民投票

法の改正案を急いで採決しようとしている。

わたしは、二〇一三年六月に上智大学にて開催された 96 条の会発足記念シンポジウムに登壇者として参加し、そこで初めて、憲法問題について発言した（注 15）。その時わたしは、1. わたしたちと民主主義との関係、2. わたしたち女性の問題として、3. 現行憲法が保障するわたしたちのあり方そのもの、という三点から、民主主義における〈わたしたち〉という括りはそもそも、歴史的なものであり、すでにこの世界に存在しない者も含め、未だ存在していない、未来に存在するようになる他者をも招き入れる可能性を秘めていることに触れつつ、現行憲法が精神がどれほどマイノリティにとって重要かを訴えた。憲法や立憲主義について専門とはしていないわたしが、現在の与党は言うまでもなく、日本維新の会をはじめとする少なくない野党議員が着手しようとする憲法改正に反対し、京都においても「京都 96 条の会」の代表となり、事務局から会計、シンポジウムの企画までほぼ一人で引き受けたのは、ここまで述べてきたように、わたし自身がさらなる暴力に身をさらわれるのを食い止めるためだった。大きな勢力からの攻撃を阻止するためには、自分以外のひとに呼びかける必要があり、結成当時に決めた三年間という活動期間のなかで、約三ヶ月に一度の講演会を開催し、憲法について考える会を開催した。

国会議員のたった三分の一が反対するだけで、憲法改正ができないのはおかしいと考える権力者に対して、たった一人でも権利を侵害するような立法や制度作りは許されないこと——憲法一三条——を一人でも多くの人びとと共有し、わたしを守りたかった。二〇一二年に発表された自民党改憲草案に表れている、近代的な道德秩序観への敵意は（注 16）、その前文から明白であるが、なによりもその一三条において、個人という大切な理念を否定したことに、その敵意の根深さがうかがい知れる。もし、自民党改憲草案のいうように、憲法が個人を尊重するのをやめ、その生命・自由・幸福追求権が、公益や公の秩序によって制限されるようになれば、わたしを構成している様々な属性や価値が、わたしのコントロール下から奪われてしまうのではないか。恐ろしいことに、現行一三条の「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に代えた理由を、「街の美観や性道德の維持」によって個人の自由や幸福追求を制限するためだと公言するのが自民党なのだ（注 17）。

個人とは、チャールズ・テイラーも論じているように、権利や正統的な支配をめぐる理論化の過程で析出された構築物であり、けっして自然人とは同じでは

ない、むしろ理念の一つである。個人 individual という英語にもその痕跡がみられるように、全体が部分に先立ち、全体のなかに部分が包摂され、あるいは部分の総和が全体であるという世界観に抗して、それ以上分割できない一にして全である存在を構想し、かつ、その一を構成しているであろうさまざまな要素を切り離し得ない、分割してしまえばもはや別の存在となってしまうような、脆弱であるがゆえに貴重な存在として観念されたのが個人である。したがって、だれも〈わたし〉を女だからこうしろと命じることもできないし、あるいは、一つの属性にすぎないレズビアンであることを隠すならば、もはやわたしは私でなくなることを、現行憲法では権力者にむかって訴え続けてくれているのだ。

わたしにとって、政治参加とは、有無を言わず〈わたし〉を形作ってきた政治から、これ以上危害を受けないための自己防衛にすぎず、したがって消極的なものである。現在の日本の政治状況のなかで、泥沼の中にいつ何時引きずり込まれないとも限らないといった危機感から為される活動は、したがってアーレントがいうような公的な幸福からは程遠い（注18）。それでもなお、日本社会では少数派であるとはいえ、そうした危機感を共有し、共に公的に現れ、語り合う仲間とそこで出会うことは、憤りや不安や危機感が軽減される経験ではある。他方で、政権が吹き飛ばすような事態に何度も出会いながら沈黙を守る、あるいは、やり過ごすマジョリティこそが、暴力の渦中に投げ込まれており、そうした彼女たちの声に耳を傾けることこそが今必要なのではないかといった焦燥感にも駆られている。

最後に、アーレントに再度立ち戻ることを許してもらおう。アーレントは、人びとの間での活動こそが自由であるという一方で、にもかかわらず、自由という能力は、人間関係の新しい網の目を編み出し、思いもかけない紛糾に巻き込まれるがゆえに、多くの人が人間の事象に背を向けて、自由という人間の能力が軽蔑されるのもやむをえないという。新しいなにかを世界につけたす自由という能力こそが、ひとを「最も不自由に」みせかけるともいう（注19）。自由の思想家アーレントが自由に見いだしたこの皮肉は、痛みをあげる者たちこそが孤立しているように見える今にも通じているのではないだろうか。アーレント流に言えば、痛みに対する反応は政治的でもなんでもなく、必然の振る舞いであるにもかかわらず、それが政治的にみえるこの逆立ちしたような世界では、昨日からの日常を継続することすら許されないのだろうか。

注

(1) その他の原告は、牟田和恵さん、伊田久美子さん、古久保さくらさんである。

(2) 裁判について詳しくは、フェミ科研裁判支援の会のHPを見ていただきたい。

<http://kaken.fem.jp/>

(3) 杉田氏の発言は、拙論「日本軍「慰安婦」制度はなぜ、軍事的「性奴隷制」であるのか」『世界』（二〇一四年一月号）に対するものである。

(4) カロリン・エムケ『なぜならそれは言葉にできるから——証言することと正義について』（浅井晶子訳、みすず書房、二〇一九年）、一〇——一頁。

(5) 岡野八代「差別が差別と認識されない国に生きてきて」『Over』vol. 2（オーバーマガジン社、二〇二〇年）。

(6) カムアウト直後については、ジャーナリスト石戸諭さんによるインタビュー記事を参照されたい。<https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidosatoru/20180922-00097820/>（最終閲覧二〇二〇年十一月二七日）。

(7) それもまた、消極的な選択であったことを、科研費裁判HPにてつづった。岡野八代「知とわたし——女性学、フェミニズム研究の視点から」<http://kaken.fem.jp/2020/11/16/article3/>（最終閲覧二〇二〇年十一月二七日）。

(8) ハンナ・アーレント『革命について』（志水速雄訳、ちくま文庫、一九九五年）、一五〇——一五一頁。

(9) ハンナ・アーレント『全体主義の起原 I 反ユダヤ主義』（大久保和郎訳、みすず書房、一九七二年）、一二八頁。

(10) カムアウト後の状態を次のように述べた。「カムアウトした後の自分が直面したのは、誰とも共有することなく、その時々で、重く蓋をしてきた、この世界には存在していない（わたし）が当時、なにを考え、思ってきたのかを、うまく言語化することができないということだった。なぜなら、したことがないからだ。カムアウト後、わたしが愕然としたのが、この事実だった。隠していた——それは、自分をもっともいたわり大切にしてきた部分でもあった——はずの自分がなんと、空っぽなことであるか」。前掲注5、一一頁。

(11) 杉田水脈「「LGBT」支援の度が過ぎる」『新潮45』（二〇一八年八月号）。

(12) たとえば、合衆国の第二波フェミニズム運動を知る上で貴重な資料となる *Sisterhood is Powerful* に収められた「レッドストッキングス宣言」をみよ。「わたしたちは、性的対象として、子を産む者として、家内使用人、安価な労働力として搾取されている。わたしたちは、劣った存在であり、その唯一の存在目的は、男性の生を豊かにすることだとみなされてきた。[...] わたしたちは、自分たちの抑圧者とあまりに身近に、しかし互いに

孤立して生きてきたために、自分たちの個人的な苦しみを、政治的な状況としてみることを妨げられてきた。」Redstockings Manifesto” in Robin Morgan ed. *Sisterhood is Powerful: An Anthology of Writings from the Women’s Liberation Movement* (NY: Vintage Books, 1970) .

(13) この問いは、拙著『ケアするのは誰か？——新しい民主主義のかたちへ』（二〇二〇年、白澤社）で取り組んだ問いである。

(14) 自民党結党時の党の使命のひとつは九条改正であり、五五年当時より自民党は九条改正をめざしてきたことは周知であるが、二四条についても、保守合同直前の一九五四年に自由党が公表した、「日本国憲法改正要綱案」にすでに、つぎのように二四条改正理由が論じられている。いわく、「極端な個人主義の立場から、家族という観念の抹殺を図ったのは行き過ぎである」。この点については、拙論「フェミニズム理論と安全保障——二四条「改正」論議を中心に」『ジェンダー法研究』第4号（二〇一七年）をみよ。

(15) シンポジウムの様子は、いまでもIWJによるダイジェスト版を以下から見ることができる。<https://iwj.co.jp/wj/open/archives/84712>（最終閲覧二〇二〇年一月二七日）。

(16) わたしが念頭におく近代的な道德秩序とは、チャールズ・テイラー『近代——想像された社会の系譜』（岩波書店、二〇一一年）で論じられた秩序観に基づいている。テイラーによれば、それは、個人を社会に先立つ、あるいは外部にあるようにみなし、したがって、社会は個々のために設立され、「政治社会とは一種の道具」にすぎず、個人の権利擁護という立場から、個々人に奉仕しなければならないといった秩序観である（cf. テイラー同書、二一三〇頁）。

(17) 「日本国憲法改正草案 Q & A 増補版」Q15（一三一一四頁）をみよ。https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/kenpou_qa.pdf（最終閲覧 二〇二〇年一月三〇日）。

(18) 公的な幸福とは、私的領域において個人が自身の福祉を誰からも干渉されずに増大させる自由のあり方と対置された概念。『革命について』でアーレントは、属性、階級、能力などの異なる人びとの間で、他者に見られ、聞かれ、話しあい、尊敬しあう活動のなかで享受するものを、公的幸福と呼び、近代的な私的幸福との混同を批判した。

(19) ハンナ・アーレント『人間の条件』（志水速雄訳、ちくま学芸文庫、一九九四年）、三六六—三六七頁。